

冊子1

令和6年5月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

5月定例会（1）

開 催 日 時 令和6年5月13日（月） 14時00分

開 催 場 所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 案

○ 第5号議案

令和7年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

○ 第6号議案

令和7年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の
入学者選考について

（特別支援教育課）

4 報 告

（1）令和5年度体罰等に係る実態把握調査結果
（公立学校分）について

（義務教育課・高校教育課）

（2）令和6年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について

（高校教育課）

（3）令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

（高校教育課）

（4）「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の
学校訪問について

（児童生徒支援課）

（5）長崎県教育庁職員（学芸員）の採用選考試験について

（学芸文化課）

（6）令和5年度英語教育実施状況調査（文部科学省）の結果について

（義務教育課・高校教育課）

令和7年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和7年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。

なお、各県立中学校において、募集定員に対する男女の割合は、原則としてそのいずれかが60%を超えないものとする。

2 検査について

(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接とする。

(2) 検査の配点は、適性検査を130点、作文を70点とし、合わせて200点満点とする。

(3) 適性検査及び作文は次のような問題とし、県教育委員会が作成する。

- ① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。
- ② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。

(4) 面接は、集団面接とする。

3 入学者選抜日程について

入学願書受付期間	令和6年12月10日(火)～12月16日(月)
適性検査、作文、面接	令和7年 1月12日(日)
入学予定者の通知	令和7年 1月20日(月)まで
入学意思確認書提出期間	令和7年 1月20日(月)～ 1月24日(金)

4 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和7年度長崎県立中学校入学者選抜実施要領」による。

(特別支援教育課)

令和7年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び
高等部専攻科の入学者選考について

(提案理由)

令和7年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について、次のとおり定めようとするものである。

(内 容)

1 令和7年度長崎県立特別支援学校入学者選考について

調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、総合的に選考する。

(1) 入学者選考にかかる日程等について（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を除く。）

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和7年2月3日（月）～2月7日（金）

(イ) 入学者選考検査

令和7年2月18日（火）・19日（水） 2日間

※上記のいずれか1日で実施する学校もある。

(ウ) 合格者発表

令和7年3月5日（水）

イ 募集定員

(ア) 各幼稚部の募集定員は、体験入学の参加者数や乳幼児教育相談件数等をもとに、令和6年12月に定める。

(イ) 各高等部の募集定員は、令和6年10月に実施する「進学希望状況調査」等をもとに、令和6年12月に定める。

ウ その他

(ア) 日程については、長崎県立高等学校全日制課程一般選抜に準じて実施する。

(イ) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の
入学者選考にかかる日程等について

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和6年12月2日(月)～12月6日(金)

(イ) 入学者選考検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科

令和7年1月10日(金) 1日間

希望が丘高等特別支援学校

令和7年1月9日(木)・10日(金) 2日間

(ウ) 合格者発表

令和7年1月21日(火)

イ 募集定員

(ア) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科 8名

(イ) 希望が丘高等特別支援学校 32名

ウ その他

(ア) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(イ) 不合格となった者については、特別支援学校高等部普通科を志願できる。

報 告 事 項 (1)

義務教育課・高校教育課

件 名

令和5年度体罰等に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

概 要

1 期間・内容

期間	内容
令和5年4月 1日 ～ 令和6年3月31日	令和5年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、 教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰・不適切な指導と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案

2 体罰等により懲戒処分及び指導を受けた教職員数

(人)

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
教 職 員 懲 戒 処 分 訓 告 等 計…①	懲 戒 処 分	0	0	1	2	0	2	0	0	1	4
	訓 告 等	11	11	9	4	4	15	0	0	24	30
	計…①	11	11	10	6	4	17	0	0	25	34
	校 長 指 導 … ②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 該 教 職 員 数 (上 記 ① + ②)		11	11	10	6	4	17	0	0	25	34
当 該 件 数 (件)		11	11	10	6	4	16	0	0	25	33

3 体罰等を受けた児童生徒数

(人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
体罰等を受けた児童生徒数	69	16	23	8	5	41	0	0	97	65
うち負傷した児童生徒数	7	3	2	0	0	2	0	0	9	5

4 体罰等の状況

(件)

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
授 業 中 部 活 動 中 休 み 時 間 ・ 放 課 後 そ の 他 計	授 業 中	7	6	6	1	2	5	0	0	15	12
	部 活 動 中	0	0	3	2	0	5	0	0	3	7
	休 み 時 間 ・ 放 課 後	2	5	1	1	1	1	0	0	4	7
	そ の 他	2	0	0	2	1	5	0	0	3	7
	計	11	11	10	6	4	16	0	0	25	33

5 体罰等の態様

(件)

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
素 手 で 叩 く 棒 など で 叩 く 投 げ る ・ 転 倒 さ せ る 叩 く 及 び 蹴 る 等 そ の 他 計	素 手 で 叩 く	2	5	4	3	2	5	0	0	8	13
	棒 など で 叩 く	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1
	投 げ る ・ 転 倒 さ せ る	2	0	0	1	0	0	0	0	2	1
	叩 く 及 び 蹴 る 等	2	0	1	1	0	2	0	0	3	3
	そ の 他	5	6	4	1	2	8	0	0	11	15
計		11	11	10	6	4	16	0	0	25	33

6 体罰等把握のきっかけ

(件)

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
教 職 員 の 申 告 (2) (0) (2) (0) (0) (0) (0) (0) (4) (0)	教 職 員 の 申 告	2	1	4	0	1	0	0	0	7	1
	児童生徒・保護者の訴え	9	9	6	4	3	16	0	0	18	29
	そ の 他	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3
計		11	11	10	6	4	16	0	0	25	33

※「教職員の申告」欄の()の中については、教職員の申告及び児童生徒・保護者の訴えによるもので、上の数字の内数

概要

7 主な事案の概要

	No.	処分内容	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
					状況	人数	
懲戒処分	1	減給1月 (給料の月額10分の1)	中学校	当該教諭は、令和5年8月、生徒2名に対し、「ひき殺されて来い。」と発言した。また、令和5年9月には生徒1名に対して「首絞めて殺すぞ。」と発言した。加えて、令和4年11月頃から複数の生徒に対して不適切な発言を複数回言い、精神的苦痛を与えた。なお、被害生徒1名は、被処分者の発言を一因として、他校に転学した。	傷害なし	9	1
	合計 1名(1件)						

	No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
				状況	人数	
教委対応(訓告等)	2	小学校	【体罰】 当該教諭は、昼休みに大便秘の個室に入っていた友達に嫌がらせをした被害児童2名に自分たちの行為によって、他の児童が安心して使えないことにつながることを指導した。併せて当該児童のトイレの使用を禁じた。また、当該教諭が翌朝に再度児童にトイレの使用を許可することを失念したため、当該児童名は1日、学校のトイレを使えず苦痛を感じた。	負傷なし	2	1
	3	小学校	【体罰】 当該教諭は、他の児童が描いた絵を馬鹿にした児童2名に対し注意をしたが、そのうち被害児童1名が態度を改めず笑っていたため、持っていた教科書を床にたたきつけ、胸ぐらをつかんで壁に押し当てた。その後、服を引っ張り別室に連れていき、床に放り投げた。	負傷なし	1	1
	4	小学校	【体罰】 当該教諭は、事前に宿題を課していたが、前日に宿題の確認を児童にしていなかったことから、24名中2名しか宿題を行っていなかった。このことを注意するため、22名の児童の頭を軽く叩いた。	負傷なし	22	1
	5	中学校	【体罰】 当該教諭は、被害生徒が給食配膳室に無断で残食を持ってきたので、後頭部を平手で強く叩いて注意した。	負傷なし	1	1
	6	中学校	【体罰】 当該教諭は、部活動中に、被害生徒が補修工事が行われている立入禁止区域内に跳んで入り込んでいる姿を目撃し、声をかけ前に来たところで持っていたホワイトボードで頭部をたたき、その後左ほほを1回平手打ちした。	鼓膜損傷	1	1
	7	中学校	【体罰】 当該教諭は、授業の中で、男子生徒2名が活動に集中せず自身の班の机にドライバーで穴をあけているのを発見した。他の生徒への指導をしている間に、男子生徒たちが穴をあけるのをやめるか見ていたが、結局やめなかったため、指導するため近づいた。指導をする際に、当該教諭が1名の男子生徒の椅子を蹴った。その椅子が、もう1名の男子生徒の足に当たった。	打撲 (1名)	2	1
	8	中学校	【不適切な指導】 当該教諭は、掃除の時間に被害生徒(〇橋さん)に対し、「〇橋ばしつとしろ」と数回発言した。その発言を聞いた同級生は、被害生徒に対し、同じようなことを発言を何度も言うようになった。	負傷なし	1	1

概要

No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
教委対応（訓告等）	9 高等学校	【不適切な指導】 当該教諭は、被害生徒に対しての推薦入試の受験指導において、志望理由書の内容をより良いものにしようとした指導ではあったが、被害生徒の内面（健康面、家庭面等）に対する配慮に欠け、何度も同じ質問を繰り返したり、当該生徒の意見を否定したことにより、被害生徒を精神的に追い込み、適応障害を発症させ、欠席、遅刻が増加し、学校生活に支障を与えた。また、授業に遅れた他の生徒に対して5分～10分程度、廊下に立たせ、授業を受ける権利を奪った。	負傷なし	1	1
	10 高等学校	【体罰】 当該教諭は英文を覚えてこなかった被害生徒が、プリントも忘れ、他の生徒の発表中に後ろを向き、プリントを見て英文を覚えようとした。その様子を見て、当該教諭は口頭注意をしたが、再び後ろを向いて発表を聞こうとしなかったため、被害生徒の右側頭部を拳骨で叩いた。	負傷なし	1	1
	11 高等学校	【体罰】 当該講師は授業を受けずにさぼろうとした生徒2名に対して、その行動を注意し、二人が反省して二度と同じことをしないようにと拳骨で1回叩いた。	負傷なし	2	1
	12 高等学校	【不適切な指導】 授業中に、自席ではない席に座っていた被害生徒に対して自席で授業を受けるように指導をしたが、指導に従わなかったため以下の暴力行為を行った。 ・大声で怒鳴る ・肩を揺さぶる ・椅子を引く ・授業道具を生徒の机の上に乱暴に置き、キーホルダーを破損した	負傷なし	1	1
	上記以外の事案	小学校 8名 (8件) 中学校 5名 (5件) 計 13名 (13件) 小・中学校13件の態様については、上記 8件 (No.2～ No.8) と同等程度のもの			
合計 24名(24件)					

8 体罰根絶に向けた取組

令和4年度から「教職員の懲戒処分基準」を一部改正し、過去に体罰・不適切な指導で処分を受けた教職員に対しての処分を厳罰化した。

また、平成29年度より「体罰根絶のための重点的な取組について（通知）」に基づいた、以下の具体的な取組を実施している。

1 人事評価制度を利用した校長（管理職）面談の実施

令和3年度までは目標管理制度において「体罰によらない指導」について目標を設定させ、校長面談時に、その取組状況や成果を確認してきた。令和4年度からは新たな人事評価制度において、「人事評価票（業績評価）」に「体罰によらない指導」について具体的な取り組みを記入させ、校長（管理職）面談時に、その取組状況や成果等を確認するようにしている。

2 「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」の実施

体罰・不適切な指導を繰り返さないために、体罰等で処分や指導を受けた教員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講の義務付けや校内での計画的なフォローアップを行う「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施している。

なお、上記項目2については、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項を一部改正し、令和5年4月1日から運用している。

報 告 事 項 (2)

高 校 教 育 課

件 名

令和6年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について
〔3月末現在 全日制・定時制 高校教育課調査〕

概 要

1 就職内定状況

項 目	令和4年3月卒 (3月末)	令和5年3月卒 (3月末)	令和6年3月卒 (3月末)	増減
県 内 (%)	99.3	99.1	99.5	+0.4
県 外 (%)	100.2	100.0	100.0	±0
全 体 (%)	99.6	99.4	99.6	+0.2
県内割合 (%)	69.9	67.4	67.9	+0.5
県外割合 (%)	30.1	32.6	32.1	-0.5
未内定者数 (人) (うち公務員)	9 (2)	12 (2)	7 (0)	-5 (-2)

※内定割合は、10月末時点の希望に対する内定のため、100%を超えることがある。

○全体の就職内定率は、99.6%で、前年同期比0.2ポイント増加している。

○県内割合は、67.9%で、前年同期比0.5ポイント増加している。

○未内定者数は7人で、前年同期比では5人減少となっている。

2 学科別就職内定状況

公立高等学校（全・定合計の男+女）

学科名	卒業 者数	就職希望者数			就職内定者数			就職率			内定者 県内割合	昨年同期 県内割合
		県内	県外	小計	県内	県外	小計	県内	県外	計(A)		
普 通	3,711	200	53	253	196	54	250	98.0	101.9	98.8	78.4%	73.4%
農 業	436	195	57	252	190	61	251	97.4	107.0	99.6	75.7%	79.2%
工 業	1,078	462	385	847	463	384	847	100.2	99.7	100.0	54.7%	54.2%
商 業	730	220	75	295	223	71	294	101.4	94.7	99.7	75.9%	76.2%
水 産	46	24	9	33	23	10	33	95.8	111.1	100.0	69.7%	74.4%
家 庭	71	10	4	14	10	4	14	100.0	100.0	100.0	71.4%	100.0%
看 護	24	1	0	1	1	0	1	100.0	-	100.0	100.0%	33.3%
情 報	35	3	1	4	3	1	4	100.0	100.0	100.0	75.0%	100.0%
福 祉	11	1	1	2	2	0	2	200.0	0.0	100.0	100.0%	0.0%
そ の 他	266	12	2	14	12	2	14	100.0	100.0	100.0	85.7%	86.7%
総 合	678	216	46	262	214	46	260	99.1	100.0	99.2	82.3%	79.7%
合計(a)	7,086	1,344	633	1,977	1,337	633	1,970	99.5	100.0	99.6	67.9%	67.4%
昨年同期計(b)	7,427	1,402	673	2,075	1,390	673	2,063	99.1	100.0	99.4	67.4%	
昨年同期比(a)-(b)	-341	-58	-40	-98	-53	-40	-93	0.4	0.0	0.2	0.5%	

○県内希望者は前年同期比58人減少、県外希望者は40人減少している。

3 月別就職内定率・県内就職割合の推移

年度	卒業年	就職内定率							未内定者数
		9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	
H23	H24	38.2	59.8	74.4	82.9	87.8	94.3	96.8	104
H24	H25	36.6	62.6	76.7	85.1	90.9	94.6	97.9	67
H25	H26	42	67.1	80.9	89.4	92.4	97	98.3	49
H26	H27	48.1	72.4	83.8	90.3	94.8	97.9	98.7	38
H27	H28	52.8	75.6	85.8	93.3	96.1	98.7	99.3	19
H28	H29	55.8	75.6	86.1	93.1	95.5	98.2	99.1	27
H29	H30	57.8	78.4	86.5	93.5	95.8	98.1	98.8	34
H30	H31	56.6	79.0	89.0	94.9	96.6	98.6	99.4	16
H31	R2	58.6	78.3	88.8	94.5	97.0	98.6	99.5	13
R2	R3		65.2	84.6	92.0	95.2	97.9	99.1	22
R3	R4	52.5	75.1	89.2	94.7	97.3	98.7	99.6	9
R4	R5	53.2	76.0	88.6	94.9	97.2	98.6	99.4	12
R5	R6	54.2	78.0	90.1	95.3	97.6	98.8	99.6	7

年度	卒業年	県内就職割合						
		9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
H23	H24	34.8	43.6	48.5	49.9	51.1	53.0	53.7
H24	H25	38.1	44.7	49.4	50.2	51.6	52.5	53.2
H25	H26	38.9	47.4	50.8	51.8	52.5	50.4	54.3
H26	H27	36.7	46.5	49.2	49.7	50.8	51.6	52.0
H27	H28	45	51.4	54.6	54.9	55.3	55.9	56.2
H28	H29	52.4	55.2	57.6	58.6	58.7	58.9	58.9
H29	H30	56.7	57.8	59.1	59.8	59.9	60.0	60.0
H30	H31	55.4	58	59	59.3	59.3	59.3	59.2
H31	R2	60.3	61.4	63	63.4	63.3	63.1	63.0
R2	R3		65.2	66.4	67.2	67.2	67.5	67.5
R3	R4	70.4	70.2	69.7	70.2	70.0	70.1	69.9
R4	R5	68.5	65.6	66.3	67.3	67.2	67.4	67.4
R5	R6	67.1	66.0	66.3	67.1	67.5	67.9	67.9

報 告 事 項 (3)

高 校 教 育 課

件名

令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

概要

1 志願者数等

区分			令和7年度					令和6年度			
			志願者数	前年度差	採用予定者	前年度差	倍率	前年度差	志願者数	採用予定者数	倍率
小学校			280	-28	230	-30	1.2	0	308	260	1.2
中学校	国語		25	-3	20	5	1.3	-0.6	28	15	1.9
	社会		37	-13	10	-1	3.7	-0.8	50	11	4.5
	数学		27	-13	10	-2	2.7	-0.6	40	12	3.3
	理科		19	-4	15	0	1.3	-0.2	23	15	1.5
	音楽		12	-8	15	3	0.8	-0.9	20	12	1.7
	美術		4	1	10	2	0.4	0	3	8	0.4
	保体		54	-8	10	-3	5.4	0.6	62	13	4.8
	技術		4	-3	10	4	0.4	-0.8	7	6	1.2
	家庭		5	0	10	-4	0.5	0.1	5	14	0.4
	英語		32	5	10	-4	3.2	1.3	27	14	1.9
	小計		219	-46	120	0	1.8	-0.4	265	120	2.2
高等学校	国語		17	-5	10	2	1.7	-1.1	22	8	2.8
	地理 歴史	世界史	4	0	2	0	2.0	0	4	2	2.0
		日本史	15	-4	5	2	3.0	-3.3	19	3	6.3
		地理	5	0	1	-1	5.0	2.5	5	2	2.5
	公民		6	-2	1	0	6.0	-2.0	8	1	8.0
	数学		37	3	11	3	3.4	-0.9	34	8	4.3
	理科	物理	6	1	3	2	2.0	-3.0	5	1	5.0
		化学	7	-2	7	5	1.0	-3.5	9	2	4.5
		生物	6	-2	4	3	1.5	-6.5	8	1	8.0
		地学	0	-	1	-	0.0	-	-	-	-
	保体		57	-5	8	2	7.1	-3.2	62	6	10.3
	芸術	音楽	8	5	3	2	2.7	-0.3	3	1	3.0
		美術	6	0	2	1	3.0	-3.0	6	1	6.0
		書道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	英語		15	-12	14	-1	1.1	-0.7	27	15	1.8
	家庭		6	0	5	1	1.2	-0.3	6	4	1.5
	農業		9	2	5	3	1.8	-1.7	7	2	3.5
	工業	機械	2	-3	6	3	0.3	-1.4	5	3	1.7
		電気	4	0	6	0	0.7	0	4	6	0.7
		建築	3	-1	4	1	0.8	-0.5	4	3	1.3
		土木	2	0	2	1	1.0	-1.0	2	1	2.0
		I類等	0	-	1	-	0.0	-	-	-	-
	商業		15	3	9	3	1.7	-0.3	12	6	2.0
	情報		5	-1	4	1	1.3	-0.7	6	3	2.0
	看護		1	-	2	-	0.5	-	-	-	-
	福祉		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産(機関)		-	-	-	-	-	-	2	1	2.0
	小計		236	-24	116	36	2.0	-1.3	260	80	3.3
特別 支援 学校	小学部		32	6	15	5	2.1	-0.5	26	10	2.6
	中・高等部		30	-4	30	15	1.0	-1.3	34	15	2.3
	小計		62	2	45	20	1.4	-1.0	60	25	2.4
養護教諭		99	-9	20	-1	5.0	-0.1	108	21	5.1	
栄養教諭		21	-	1	-	21.0	-	-	-	-	
合計		917	-84	532	26	1.7	-0.3	1,001	506	2.0	

※ 倍率＝志願者数÷採用予定者数

※ 小学校・中学校教諭の志願者数は、オンライン受験希望者を含めない暫定値

概 要

2 志願倍率は過去最低の1.7倍

昨年度の志願倍率2.0倍から0.3ポイント減。採用予定者26名増に対して、志願者数83名減のため。

3 採用予定数が年々増加傾向にある

子どもの数が年々減少する中であっても、教員の採用予定者数は高止まりしている。

理由として、大量退職の時代を迎えており、その分の新規採用が必要なことや高等学校の採用者数が増加していること、特別支援学級が増加していることなどがあげられる。

＜直近5年間の採用予定者数＞

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
採用予定者数	425	460	503	506	532

4 志願者の傾向

(1) 新卒者の割合

新卒の志願者は、昨年度に引き続き志願者全体の約5割程度を占めており、教員を志す若者は多い。

＜直近5年間の新卒者の志願者数＞

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新卒者数	440	434	478	488	432
新卒者数／志願者数(%)	37.3	39.7	45.0	48.7	47.1

(2) 教職経験者（臨時的任用教員のみ経験した者）の志願者数が減少

これまで臨時的任用教員として勤務してきた者が昨年度までの採用選考試験にて合格をし、臨時的任用教員が減少していることや、新卒者が採用試験で不合格となった場合に、臨時的任用教員を選択しないケースも多い。

＜教職経験者（臨時的任用教員のみ）の志願者数＞

学歴・職歴区分	5年度	6年度	7年度
教職経験者（臨時的任用教員のみ）	424	359	336

5 特別採用選考や特別免許状による志願者数

近年新設した特別採用選考や、普通免許状を有しない者でも志願できる特別免許状取得を前提とした志願者は前年度から減少しているものの、志願者全体の1割以上となっている。

＜特別採用選考の志願者数＞

特別採用選考	5年度	6年度	7年度
大学推薦	100	119	102
特定教科（情報）	1	0	0
英語資格等保有者	10	16	13
本県本務教員退職者	0	1	2
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者	3	4	3

＜特別免許状による志願者数＞

	中学校	高校	特支	合 計
7年度	0	2	3	5
6年度	0	8	4	12
5年度	0	5	3	8

6 障害者特別採用選考による志願者数の増加

障害者特別採用選考による志願者が増加している。

	5年度	6年度	7年度
障害者特別採用選考	4	3	10

報 告 事 項 (4)

児童生徒支援課

件 名	「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の 学校訪問について
概 要	1. 趣旨 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の中で、県教育委員が、特色ある取組を実施している学校を訪問し、児童生徒と交流し、教職員を励ますとともに、本県の教育活動等について共通認識をもち、県内各学校の本教育週間に對する意識向上を図る。 2. 訪問予定校及び日時 (1) 県立壱岐高等学校 【日時】 令和6年7月11日(木) 午前 【概要】 住 所：壱岐市郷ノ浦町片原触88 生徒数：423人(令和5年度) (2) 県立壱岐商業高等学校 【日時】 令和6年7月11日(木) 午後 【概要】 住 所：壱岐市勝本町新城西触282 生徒数：219人(令和5年度) ※選定理由 これまでの知事訪問及び教育委員会訪問において、壱岐市への訪問は実施していない。 自然に恵まれた環境の中で、地域との協働を図りながら、それぞれ特色ある教育課程を編成し、教育活動を行っている。 3. 学校訪問当日の主な流れ(予定) (1) あいさつ・学校概要説明 (2) 授業参観 (3) 教育委員会からの所感及びお礼(教育懇談会) 4. 参考(過去3年間の教育委員訪問実績) ・ 令和3年7月 9日 諫早市立諫早小学校 ・ 令和4年6月28日 佐世保市立広田中学校 ・ 令和5年7月13日 県立鶴南特別支援学校 ※ H16知事訪問以降(H26から教育委員会訪問) 小学校…11校 中学校…12校 高校…3校 特支関係…3校 ※ 県PTA連合会、県公立高等学校PTA連合会が同行する。

令和6年度「長崎っ子の心を見つめる教育週間」実施要項

長崎県教育委員会

1 趣 旨

本県では、平成16年から本教育週間を開始し、これまですべての公立学校で教育活動を公開する教育週間の実施を通して、学校と保護者や地域住民が連携し、「地域の子どもは地域ではぐくむ」という気運を高め、大きな成果を上げてきた。

昨今、デジタル化の進展やアフターコロナの社会において、児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、様々な変化にも対応できるよう、生きる力を育んでいくことが大切であり、“いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成”を目指す本県教育の特色あるこの取組を、より一層児童生徒の一人一人の心に寄り添いながら推進する。

2 期 間

令和6年5月から11月の間で各学校が設定する一定期間とし、県立学校は学校長、小中学校は各市町教育委員会が前期（5月～7月）、後期（9月～11月）のいずれかの実施の判断をする。

3 目 的

- ◎ いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成を図る。
 - 命を大切にする心や思いやりの心の育成
 - あこがれや将来への志の育成
 - あいさつやマナーの向上

4 令和6年度重点目標

学校、家庭、地域住民が連携して、児童生徒が「いのちを輝かせて生きようとする心情」を育むとともに、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用し、情報モラルについての理解を深める。

5 すべての学校で取り組む5項目

- ① 「命に関する講話」等を通して、かけがえのない命を大切にする心情を育む。
- ② 本教育週間の取組について、家庭・地域・関係機関等と連携して企画し、運営にあたる。
- ③ 情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラルの学びを通して、相手の立場に立った言動などを大切にする心情を育む。
- ④ 話し合いや学びの場を通して、「いじめ（SNSによる誹謗中傷等を含む）はどんな理由があってもいけないことだ」という意識を育む。
- ⑤ 「道徳の授業」、高等学校及び特別支援学校高等部にあつては「道徳教育に関わる教育活動」を全学級で公開する。

※ 上記5項目の他、別紙「その他の本教育週間に係る学校の取組例」も参考にして各学校で取り組む。

6 各市町教育委員会の取組

- (1) 域内の小・中学校と連絡調整して、教育週間の期間を設定する。
- (2) 市町一斉の学校公開に対する支援、地域等への学校参観の呼びかけを行う。
- (3) 家庭教育フォーラム、講演会、土日の親子ボランティア活動等を実施する。
- (4) 市町のホームページや回覧板等で、本教育週間の広報・啓発等を行う。

7 県教育委員会における取組

- (1) 市町教育委員会及び学校に対して、具体的取組例や実施上の留意事項等を示すなど、充実した活動にするための支援を行う。
- (2) 本教育週間の広報・啓発等を実施し、県民を挙げて子どもの健全育成を推進する。
- (3) 「SNSノート・ながさき」を活用した取組に係るアンケートを実施し、効果検証を行い情報モラル教育の充実を図る。

8 留意事項

- (1) 別添「安全対策要領」を参照し、安全対策の徹底を図る。
- (2) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し社会総がかりで子どもを育成するためには、地域で育む子ども像である「子どもへのメッセージ」や目指す地域像を、地域全体で共有化する必要がある。そのためには、各学校のホームページに掲載するなど、道徳教育全体計画に係る内容の周知の仕方や本教育週間の企画・運営・広報の仕方等を見直し、より多くの方に足を運んでいただけるよう工夫する。

9 報 告

- (1) 市町教育委員会
 - ・管下の各学校の「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月2日（金）、後期実施の場合は12月6日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。
- (2) 県立学校
 - ・「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月2日（金）、後期実施の場合は12月6日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。

※ 県教育委員会への実施計画の報告は行わないが、「実施状況調査」報告の際に、実施した取組内容を報告する。

なお、学校が設定した一定期間以外の期間に、本週間の趣旨に合致した取組を行った場合にも、同様に実施したこととして上記報告書に記載する。

【参考】その他の本教育週間に係る学校の取組例

- (1) 教科や特別活動など道徳の授業以外の学習でも、いのちを輝かせて生きようとする子どもの育成に係る取組を行う。
 - ・ 「子どもへのメッセージ（目指す子ども像）」に係る活動
 - ・ 長崎っ子さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るく気持ちのよいあいさつをしよう。
 - ②さわやかな返事：元気な声で返事をしよう。
 - ③さわやかなマナー：学校や社会のルールを守り、人の役に立つ行いをしよう。
 - ④さわやかな服装：長崎っ子らしい品位を持ち、さわやかな服装を心がけよう。
 - ・ 高校生さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るくさわやかにあいさつをしよう。
 - ②さわやかな服装：高校生らしい品位をもち、さわやかに制服を着よう。
 - ③さわやかなマナー：校則や社会のルールを守り、他人の迷惑になる行為はやめよう。
 - ・ 他校種と連携した合同授業や他校種の教師を招いての授業
 - ・ 地域の学校との合同マナーアップキャンペーン
 - ・ 薬物乱用防止教育
 - ・ サイバーセキュリティボランティアの活用
 - ・ 子どもたちの自尊感情を育む「望ましい人間関係を育む活動事例集」の活用
 - ・ 自殺予防教育における教材「晴れない心に気づいたら」の活用
- (2) 学校行事や地域行事等を積極的に活用し、地域の行事等に教職員や児童生徒、保護者がともに参加する取組を推進する。
 - ・ 外部講師を招聘した「命」に関する講話
 - ・ 豊かな人生経験を有する人材を活用した道徳の授業
 - ・ 「SDGs」や「ふるさと教育」等に関する総合的な学習や探究の時間における学習成果発表会等の取組
 - ・ 地域や外部人材による、子どもの心に響く優れた本の読み聞かせ
 - ・ キャリア教育の一環としての職業講話など、将来への「夢・憧れ・志」を育てる取組
 - ・ 地域の行事（ボランティア活動やスポーツ大会、共に語る会等）に参加し、教職員と児童生徒や保護者、地域住民が共に汗を流したり、憧れや将来への志について語り合ったりする活動
 - ・ PTAや学校運営協議会、学校支援会議等と連携したあいさつ運動や地域クリーンアップ活動
 - ・ 関係機関と連携した命を守るための防災訓練（避難訓練、緊急引き渡し訓練等や救命救急訓練
- (3) 保護者に対しても情報モラルについて啓発する。
 - ・ 「SNSノート・ながさき（保護者用）」の活用を通して、学校と保護者が「情報モラル」や「フィルタリング及びペアレンタルコントロール等」について共通理解する場の設定
 - ・ 携帯電話等やゲームの過度の利用による健康被害の懸念やSNS等の利用に関する危険性についての指導や保護者への啓発活動
 - ・ メディア安全指導員や民間企業と連携した活動
 - ・ 「こどもまんなかメディアリテラシー向上事業」の学校メディア宣言に関する内容の実施
- (4) いじめ問題の改善に向けた取組を行う。
 - ・ 教育相談体制の充実を図るとともに、教職員のいじめに対する理解を深める場の設定
 - ・ 面談等を活用した保護者との情報共有
 - ・ 家庭や地域と連携した規範意識の向上を図る活動
- (5) 本教育週間以外でも、定期的に学校の教育活動を公開する。
 - ・ 保護者や地域住民に対する授業や学校行事等の公開

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における安全対策要領

1 組織の充実

(1) 安全管理体制の再確認

学校支援会議等の中で安全管理組織(役割分担、連絡体制等)を設立し、教職員及び関係者一人一人の危機意識を高め、全教職員で共通理解を図る。

(2) 地域との連携強化

P T A、警察等の関係機関・団体、自治会、青少年育成ココロねっこ指導員等地域の団体や個人の協力を得る(関係者及び地域住民に、本事業の趣旨(安全面)を含めアピールし、各校長から協力依頼をする)。

2 事前の対策

(1) 校地内外のパトロール体制など一週間、一日の具体的な安全計画を立てる。

(2) 不審者侵入を想定した対応訓練等を実施し、状況に応じて適宜変更できるよう避難経路や避難場所、誘導方法など複数確認しておく。

(3) 施設・設備の点検

- 遊具等の安全を再点検し、必要に応じて立ち入り禁止の表示を行うとともに、視界を遮る立木や障害物等を撤去し見通しをよくするなどの環境整備を図る。
- 廊下や教室を整理整頓し、校舎案内図等と併せて消火器や非常口、A E Dの保管場所等の安全設備を掲示案内する。

(4) 参加者名簿等を作成しておく。

(5) 情報の共有化を図る。

- P T Aや自治会、警察等の関係機関等と連絡を密にし、不審者の情報や事件、事故の発生状況等を周知し、協力を求める。

3 期間中の対策

(1) 受付での対策

- 出入り口を限定し、氏名や住所等記入してもらい来校者名簿を活用する等、来校者の把握を確実にを行うとともに、I Dカードや名札をつけてもらう等受付をしたかどうかの確認ができるようにする。
- 不自然な荷物や不審な物(凶器となり得る物等)を持っていないかの確認を行う。
- 不自然な行動や暴力的な態度が見られないかの確認を行う。

(2) 校内での対策

- 教職員による校内パトロールを強化する。
 - ・ 緊急時に備え、ホイッスル等を身に付けてパトロールする。
 - ・ チェックリスト等を活用し、パトロールの結果を記録する。
- 保護者や地域の関係者の協力を得て校内パトロールを実施する。
- 来校者を見かけたら、積極的にあいさつしたり、声を掛けたりするように努める。

4 不審者への対応

(1) 学校安全計画及び安全管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応する。

- 他の職員等への連絡や協力を求める。
- 言葉や相手の態度に注意しながら、不審者との間合いを取り、丁寧に退去を求める。
 - ・ 隔離・通報する。
 - ・ 別室に案内し、隔離する。
 - ・ 警察へ通報する。
 - ・ 校内放送等で関係者に周知する（不審者に気付かれず、児童生徒がパニックにならないように工夫する）。
- 退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるので、監視を継続するとともに、状況に応じて教職員や関係者の引率による集団下校等実施する。
- 教育委員会等に連絡する（状況についてできるだけ詳しく記録する）。

(2) 緊急時(危害を及ぼすおそれのある場合)の対応

- 大声を出したり、非常ベルや火災報知器等を鳴らしたりすることにより、事件の発生を周囲に知らせるとともに、他の教職員の応援(110番通報)を求める。
- 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止するなど暴力の抑止と被害の防止を図る。
- 校内放送等により速やかに児童生徒を安全な場所に避難させる(児童生徒の掌握を徹底し、安全を確保する)。
- 教育委員会等に連絡する(状況についてできるだけ時間経過等詳しく記録する)。

5 県教育委員会の協力依頼対応

県教育委員会は、下記関係機関や団体等に文書等により協力を依頼(令和6年4月依頼予定)する。併せて、校区内の関係機関や団体等の関係者には、各校長から本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、協力を依頼する。

- 県警察本部
- 県少年補導員連絡協議会
- 県PTA連合会
- 県公立高等学校PTA連合会
- 市町健全育成連絡協議会
- 青少年育成ココロねっこ指導員
- 市少年センター補導員
- 県青少年育成県民会議
- 県保護司会連合会
- 県社会福祉協議会
- 県商工会連合会

報 告 事 項 (5)

学芸文化課

件 名	長崎県教育庁職員（学芸員）の採用選考試験について
概 要	1 職 種 学芸員 2 採用予定人員 1 名 3 採用予定年月日 令和 7 年 4 月 1 日 4 採用理由 欠員が生じたため 5 職務内容 教育委員会事務局等（本庁及び地方機関等）又は知事部局における古文書等の調査研究業務並びに展覧会の企画運営、資料の収集保管等の業務、その他文化財の保存・活用等業務にかかる行政事務 6 受験資格 次の①、②に掲げる要件をすべて満たす者 ① 博物館法（昭和26年法律第285号）第 5 条に定める学芸員となる資格を有する者（令和 7 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの者を含む。）のうち、大学等で主として歴史を専攻した者で近世文書が読める者 ② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）卒業以上の学歴を有する者（令和 7 年 3 月 3 1 日までに卒業見込みの者を含む。） なお、次のいずれかに該当する場合は受験できない。 ア 日本国籍を有しない者 イ 地方公務員法第 1 6 条の規定に該当する者 ウ 令和 7 年 3 月 3 1 日までに 6 1 歳に達する者 7 受付期間 令和 6 年 6 月 3 日（月）～ 7 月 5 日（金） 8 第 1 次試験 （1）試 験 日 令和 6 年 7 月 2 8 日（日） （2）試験会場 長崎県庁会議室（長崎市尾上町 3－1） （3）試験内容 専門試験 （4）合格発表 令和 6 年 8 月 2 3 日（金） 9 第 2 次試験 （1）試 験 日 令和 6 年 1 0 月 6 日（日） （2）試験会場 長崎県庁会議室（長崎市尾上町 3－1） （3）試験内容 筆記試験（SPI 3）、面接試験 （4）合格発表 令和 6 年 1 0 月下旬（予定）

報 告 事 項 (6)

義務教育課・高校教育課

件 名	令和５年度英語教育実施状況調査(文部科学省)の結果について																																
概 要	1 調査（概要） ○目 的 英語教育改善のための具体的な施策の現状について調査し、今後の国の施策の検討に資するとともに、各教育委員会における英語教育の充実や改善に役立てる。 ○対 象 各都道府県・市区町村教育委員会及び全ての公立小学校、中学校、高等学校（義務教育学校、中等教育学校を含む） ○実施基準日 令和５年１２月１日 2 結果（概要） (1) 中学校 ①中学３年生 ・ C E F R A 1 レベル（英検３級）相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学３年生の割合 <table><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>増 減</td></tr><tr><td>本 県</td><td>4 9 . 2 %</td><td>4 8 . 6 %</td><td>－ 0 . 6</td></tr><tr><td>全 国</td><td>4 9 . 2 %</td><td>5 0 . 0 %</td><td>＋ 0 . 8</td></tr><tr><td>全国比</td><td>± 0</td><td>－ 1 . 4</td><td></td></tr></table> ②英語担当教師 ・ C E F R B 2 レベル（英検準１級）相当以上を取得した英語担当教師の割合 <table><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>増 減</td></tr><tr><td>本 県</td><td>3 5 . 8 %</td><td>4 1 . 9 %</td><td>＋ 6 . 1</td></tr><tr><td>全 国</td><td>4 1 . 6 %</td><td>4 4 . 8 %</td><td>＋ 3 . 2</td></tr><tr><td>全国比</td><td>－ 5 . 8</td><td>－ 2 . 9</td><td></td></tr></table>		R 4	R 5	増 減	本 県	4 9 . 2 %	4 8 . 6 %	－ 0 . 6	全 国	4 9 . 2 %	5 0 . 0 %	＋ 0 . 8	全国比	± 0	－ 1 . 4			R 4	R 5	増 減	本 県	3 5 . 8 %	4 1 . 9 %	＋ 6 . 1	全 国	4 1 . 6 %	4 4 . 8 %	＋ 3 . 2	全国比	－ 5 . 8	－ 2 . 9	
	R 4	R 5	増 減																														
本 県	4 9 . 2 %	4 8 . 6 %	－ 0 . 6																														
全 国	4 9 . 2 %	5 0 . 0 %	＋ 0 . 8																														
全国比	± 0	－ 1 . 4																															
	R 4	R 5	増 減																														
本 県	3 5 . 8 %	4 1 . 9 %	＋ 6 . 1																														
全 国	4 1 . 6 %	4 4 . 8 %	＋ 3 . 2																														
全国比	－ 5 . 8	－ 2 . 9																															

(2) 高等学校

①高校3年生

- ・CEFR A2レベル（英検準2級等）相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校3年生の割合

	R 4	R 5	増 減
本 県	44.8%	45.2%	+0.4
全 国	48.7%	50.6%	+1.9
全国比	-3.9	-5.4	

- ・CEFR B1レベル（英検2級等）相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校3年生の割合

	R 4	R 5	増 減
本 県	20.1%	16.5%	-3.6
全 国	21.2%	19.8%	-1.4
全国比	-1.1	-3.3	

②英語担当教師

- ・CEFR B2レベル（英検準1級等）相当以上を取得した英語担当教師の割合

	R 4	R 5	増 減
本 県	77.0%	83.6%	+6.6
全 国	72.3%	80.7%	+8.4
全国比	+4.7	+2.9	

- ・CEFR C1レベル（英検1級等）相当以上を取得した英語担当教師の割合

	R 4	R 5	増 減
本 県	16.1%	17.2%	+1.1
全 国	22.5%	21.8%	-0.6
全国比	-6.4	-4.6	

